

令和7年12月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 [REDACTED]

令和6年(ワ)第5263号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月17日

判 決

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

小 沢 一 仁

被 告 [REDACTED]

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和6年3月11日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、被告が、インターネット上の短文投稿サイトであるX(旧名称は「ツイッター」であるが、以下、名称変更の前後を問わず「X」という。)に投稿した別紙投稿記事目録記載の各投稿により、原告が名誉感情を侵害され、あるいは名誉を毀損されたと主張して、各不法行為損害賠償請求権に基づき、損害金の合計220万円及びこれに対する最終の投稿日である令和6年3月11日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 前提事実(当事者間に争いがない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)(証拠の番号は、特に断らない限り、枝番号を含む。以

下同じ。)

(1) 当事者

ア 原告は、「暇空茜」の名称で、Xや動画投稿サイト「YouTube」等で情報発信をしている者である。原告は、アカウント名「暇空茜」、ユーザー名「@himasoraakane」のXアカウント(以下「原告アカウント」という。)を保有・管理している。(甲1から3まで)

原告の本名はインターネット上で公表されている(甲31)。

イ 被告は、被告が保有・管理するXアカウント(以下「被告アカウント」という。)で情報発信をしている者である。被告アカウントで用いられていたアカウント名として、「文京区」「文鳥(末尾にひよこの絵文字が付されている。)」 「新・クローゼット文鳥(末尾にひよこの絵文字が付されている。)」がある。(甲4、35、36)

(2) 被告による投稿

被告は、令和5年10月24日から令和6年3月11日までにかけて、別紙投稿記事目録1から8まで記載の各投稿(以下、投稿記事目録の番号に合わせて「本件投稿1」などといい、これらの投稿を併せて「本件各投稿」という。)をした(甲4)。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件投稿1は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か(争点1)。

(原告の主張)

本件投稿1における「暇アノン」とは、米国の陰謀論者集団で、カルト宗教とみなされ、潜在的なテロの脅威と認識されている「Qアノン」と、原告の名称である「暇空茜」を組み合わせ、原告の支持者を指す用語である。X上では、「暇アノン」と、陰謀論やカルト、反社会的勢力等を結び付ける投稿が多い。そうすると、本件投稿1は、原告が、突飛な陰謀論を述べ、その支持者が多数の暴力事件を起こすようなカルト宗教の教祖であって、潜在的なテロの脅威の

中心的人物であるとの意味を含む。さらに、「暇アノン」について「キモいお爺さん」「世界のためにさっさと孤独死すればよい」と述べることは、「暇アノン」の信奉の対象である原告も、キモい人物で、世界のためにさっさと孤独死すればよい人物であるとの意味を含む。したがって、原告の人格を強く攻撃するものであり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

(被告の主張)

以下のとおり否認ないし争う。

ア 「暇アノン」との用語は、原告主張の意味を含むものではない。仮にそのような意味を含むとしても、原告は実際に陰謀論者と評価されてもやむを得ない活動をしている。

イ 加えて、以下の各事情も考慮すると、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

(ア) 原告は、インターネット上で、誹謗中傷と法制度の悪用によって嫌がらせをし、訴訟を利用して訴訟外の手段で収益を得るといふ、多数の痛烈な批判を浴びてもやむを得ない活動をしていた。

(イ) 原告は、X上で、多数のフォロワーを有する原告アカウントを用いて、被告を繰り返し侮辱していた。

(ウ) 被告は、リプライ機能を用いて、返信相手以外の者の目に触れる機会が少ない態様で投稿していた。

(エ) 原告は、X上で、多数のフォロワーを有する原告アカウントを用いて、反論することが容易であった。

(オ) 原告が本件訴訟を提起したのは、原告に批判的な者を委縮させ、収益を得るためである。

(2) 本件投稿2は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か(争点2)。

(原告の主張)

本件投稿2は、原告が家族から縁を切られて絶望して死ぬことが、原告が家

族を喜ばせる唯一の手段であるとの意味を含むから、原告の人格を強く攻撃するものであり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿2は、原告の支持者について意見ないし感想を述べたものであって、原告について意見ないし感想を述べたものではない。加えて、上記(1)の(被告の主張)イで述べた各事情を考慮すると、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

(3) 本件投稿3は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か(争点3)。

(原告の主張)

本件投稿3は、原告を悪だと断じる人格攻撃であり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿3は、具体的根拠を挙げていないし、殊更侮辱的な表現を用いていない。また、原告は過去に自身のことを悪党と位置づけていた。加えて、上記(1)の(被告の主張)イで述べた各事情を考慮すると、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

(4) 本件投稿4は原告の名誉を毀損するものか(争点4)。

(原告の主張)

本件投稿4は、刑事告訴された原告が、警察から相当処分との意見を付されて書類送検された事実を前提に、原告について、犯罪の嫌疑は十分であり、反省の態度を示さなければ公訴を提起されるほど強い嫌疑をかけられている旨の意見を述べて、原告の社会的評価を低下させている。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿4は、原告が反省していないようであれば起訴されると述べたものではない。加えて、当時、原告が相当処分との意見を付されて書類送検された事実は広く報道されていたことや、被告が匿名の一般人に過

ぎないこと、原告がその後起訴されたことを踏まえると、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(5) 本件投稿4について違法性阻却事由が認められるか(争点5)。

(被告の主張)

本件投稿4は、著名人である原告について、検察が起訴するか否かの判断のすう勢を議論するものであるので、公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的の投稿といえる。人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでもない。また、本件投稿4の前提事実は、原告が刑事告訴されたこと、警察から相当処分との意見を付されて書類送検されたことであるが、いずれも真実である。加えて、上記(1)の(被告の主張)イで述べた各事情を考慮すると、違法性阻却事由が認められる。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(6) 本件投稿5は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か(争点6)。

(原告の主張)

本件投稿5は、原告を悪人だと断じる人格攻撃であり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿5は、原告について「悪人なの?」と問いかけられた被告が、問いかけの表現を踏襲する形でリプライしたもので、殊更原告を侮辱する目的はなかった。また、本件投稿5は具体的根拠を挙げていないし、原告は過去に原告自身のことを悪党と位置づけていた。加えて、上記(1)の(被告の主張)イで述べた各事情を考慮すると、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

(7) 本件投稿6は原告の名誉を毀損するものか(争点7)。

(原告の主張)

本件投稿6は、原告が、実際には作家ではないのに、過去に作家であったと職業を偽っていたとの事実を摘示することによって、又は意見ないし論評によって、原告の社会的評価を低下させている。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿6は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、原告に関する投稿と推知できるものではない。仮に推知できるとしても、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(8) 本件投稿7は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か(争点8)。

(原告の主張)

本件投稿7は、原告は自分の頭の悪さを自覚できない残念な人物だとして、原告の知性を揶揄する人格攻撃であり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿7における「自分の頭の悪さを自覚できない残念な人」とは原告の支持者であって、原告ではない。また、原告は、被告を含む多数の人物に対して、被告より激しい表現で知性を否定する発言を繰り返していた。加えて、上記(1)の(被告の主張)イで述べた各事情を考慮すると、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

(9) 本件投稿8は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か(争点9)。

(原告の主張)

本件投稿8は、原告が一般的な知性を持つ者と比較して極めて頭が悪いと揶揄する意味を含む人格攻撃であり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件投稿8は、原告と、被告や本件投稿8における被告のリップライ相手とを比較したものである。また、原告は、被告を含む多数の人物

に対して、被告より激しい表現で知性を否定する発言を繰り返していた。加えて、上記(1)の(被告の主張)イで述べた各事情を考慮すると、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

(10) 損害の発生及びその額(争点10)。

(原告の主張)

本件各投稿により、原告は精神的苦痛を受け、慰謝料及び弁護士費用の合計220万円の損害を被った。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実(後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば以下の各事実が認められる。)

(1) 原告の社会的活動に関する事情と被告の立場について

ア 原告は、令和4年8月頃から、インターネット上で、記事を公開したり、原告アカウントで発信したりする方法により、東京都から東京都若年被害女性等支援事業の委託を受けていた一般社団法人C o l a b o (以下「本件団体」という。)を批判する活動をしていた(甲12から15まで、乙2、3、23)。

イ 原告の主張は拡散され、本件団体には多数の批判が寄せられた(甲24、乙23)。

被告は、原告の主張に反対する立場を表明していた(乙20)。

ウ 原告は、本件団体から名誉毀損罪で刑事告訴され、令和6年2月15日、相当処分との意見を付されて書類送検された。これらの事実は、翌日、複数の報道機関で「暇空茜」を名乗る自称ユーチューバーが書類送検されたなどとして報道された。(甲33)

エ 原告は、令和7年3月26日、本件団体に対する名誉毀損の罪で在宅起訴された。この事実は、同月31日に報道された。(乙49)

(2) 原告アカウントに関する事情について

ア 原告は、原告アカウントで、本件団体に関する原告の主張などについて情報発信していた（甲15、24、乙26、27）。

イ 原告アカウントは、令和6年11月24日時点で、約29万4000人のフォロワーを有していた（甲1）。この数は、被告アカウントのフォロワー数の約100倍であった。

(3) 原告アカウントでの被告に関する投稿について

ア 原告は、令和5年12月3日、原告アカウントで、「文京区に言えることは「仕事ってのは言われたこと、やらないといけないことを1から10まで丁寧にやること」としか思っていないことで、自分で考えてない低知能の臭いがすごいんだよな」などと投稿した（乙11）。

イ 原告は、同日、原告アカウントで、「文京区マジでくどくどくどいんだよな、中身ないうだつの上がらん無能さが透けて見える」と投稿した（乙12）。

ウ 原告は、同月12日、原告アカウントで、「文京区はこれとってこのタイプのキャラはおらんと言う、面白みもないただの無能ベテラン」などと投稿した（乙14）。

(4) 原告の支持者に関する事情について

ア 原告の支持者は、原告ないしその支持者を否定的に捉える文脈で「暇アノン」と呼ばれていた（甲42から45まで、乙1、23、24）。

イ 「暇アノン」とは、米国の陰謀論者集団を指す用語である「Qアノン」の「Q」を、原告の名称である「暇空茜」の「暇」に置き換えたものである（乙23）。

ウ 「Qアノン」について、カルト宗教とみなされ、複数の国の捜査機関から潜在的なテロの脅威として認識されているとする見解がある（甲32）。「暇アノン」も、Xでは、陰謀論やカルト、反社会勢力等と結び付けられて用いられることがある（甲42から45の1まで）。

2 争点1 (本件投稿1は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か) について

(1) 名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価であり(最高裁昭和43年(オ)第1357号同45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照)、名誉感情の侵害については、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に、人格的利益の侵害として違法になるものと解される(最高裁平成21年(受)第609号同22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照)。

(2) 原告は、本件投稿1が、原告の名誉感情を侵害すると主張する。

しかし、本件投稿1は、「暇アノン」である原告の支持者を非難したものと認められ、原告を非難したものと認められない。また、上記1(3)のとおり、本件投稿1以前に、原告は、被告を「低知能」「無能」などと攻撃する投稿を繰り返しており、反対に原告が被告から否定的な表現をされてもやむを得ない立場にあったといえる。

以上を総合考慮すれば、本件投稿1は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

(3) したがって、本件投稿1は違法ではない。

3 争点2 (本件投稿2は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か) について

(1) 上記2(1)の判断枠組みに従って検討する。

(2) 原告は、本件投稿2は、原告が家族から縁を切られて絶望して死ぬことが、原告が家族を喜ばせる唯一の手段であるとの意味を含むと主張する。

証拠(甲4の2、乙30)によれば、本件投稿2は、他のユーザーが「暇空茜こと水原清晃さんを信じている人たちが、まるで親族に縁を切られた人の集まりのようじゃないですか。」などと投稿したことに対して、被告がリプライした投稿と認められる。これを前提にすれば、「そういうことをしている人」とは、「暇空茜こと水原清晃さんを信じている人」すなわち原告の支持者を指し、本件投稿2は、原告の支持者について、「キモいお爺さん」で、「さっさと

5 家族から縁を切られて絶望しながら死ねばいい」、原告の支持者が家族を喜ばず唯一の手段は家族と縁を切ることであると述べたものと認められる。また、上記1(3)のとおり、本件投稿2以前に、原告は、被告を「低知能」「無能」などと攻撃する投稿を繰り返しており、反対に原告が被告から否定的な表現をされてもやむを得ない立場にあったといえる。

以上を総合考慮すれば、本件投稿2は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

(3) したがって、本件投稿2は違法ではない。

10 4 争点3(本件投稿3は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か)について

(1) 上記2(1)の判断枠組みに従って検討する。

(2) 証拠(甲4の3)によれば、本件投稿3は、他のユーザーから「どこまでも人間性が腐ってる」と評価されていた人物と原告らを並列して、被告が、原告は「悪の四天王」の一員であると述べた投稿と認められる。また、本件投稿3は、被告が原告に否定的な表現をしたものであるといえるにとどまり、その表現内容は、具体的な事実や根拠を示したものでも、殊更侮辱的な文言が用いられていたものともいえない。

15 以上を総合考慮すれば、本件投稿3は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為とは認められない。

(3) したがって、本件投稿3は違法ではない。

20 5 争点4(本件投稿4は原告の名誉を毀損するものか)について

(1) ある表現内容が、特定人の名誉を侵害するかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として解釈するのが相当である(最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。

25 (2) 証拠(甲4の4、乙35)によれば、本件投稿4は、他のユーザーが、原告が、相当処分との意見を付され、書類送検されたこと紹介した上で、原告はほ

5
10
15
20
25

ぼ確実に不起訴になる旨投稿したことに對して、被告がリプライした投稿と認められる。以上を前提に、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、「相当処分ってことは、犯罪の嫌疑は十分にある」とは、原告のことを指し、本件投稿4は、原告が、相当処分との意見を付され、書類送検された事実を前提に、原告には犯罪の嫌疑が十分あり、反省の態度を見せれば起訴猶予になるとの意見ないし論評を表明したものと認められ、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

したがって、本件投稿4は、原告の名誉を毀損するものと認められる。

(3) これに反する被告の主張は採用できない。

6 争点5 (本件投稿4について違法性阻却事由が認められるか) について

(1) ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものと解される(最高裁昭和55年(オ)第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照)。

(2)ア 上記5(2)のとおり、本件投稿4が前提とする事実は、原告が、相当処分との意見を付されて書類送検されたことである。そうすると、被告の意見ないし論評は、公共の利害に関する事実にかかるものと認められる。

イ また、上記5(2)のとおり、本件投稿4は、原告はほぼ確実に不起訴になる旨を述べる他のユーザーに対するリプライの投稿である。被告は、原告の犯罪の嫌疑の程度や、今後の起訴の見込みについて、リプライ先とは異なる自らの意見を表明し、社会的関心の対象となり得る事項について、議

論する目的があったと認められる。そうすると、被告が原告に否定的な投稿を繰り返していること（甲4、35、36）から、被告が原告に悪感情を有していたことが認められるとしても、なお主たる目的が公益目的であったと認められる。

ウ さらに、上記1(1)ウによれば、本件投稿4が前提とする事実は真実であると認められる。

エ 加えて、本件投稿4が、原告の人格攻撃に及ぶようなものであるとは認められない。

(3) したがって、本件投稿4について違法性阻却事由が認められるから、本件投稿4は違法ではない。

7 争点6（本件投稿5は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か）について

(1) 上記2(1)の判断枠組みに従って検討する。

(2) 証拠（甲4の5）によれば、本件投稿5は、原告が悪人であることに疑いを抱く他のユーザーの投稿に対して、被告が、原告は悪人であるとリプライした投稿と認められる。また、本件投稿5は、被告が原告に否定的な表現をしたものであるといえるにとどまり、その表現内容は、具体的な事実や根拠を示したものであるものでも、殊更侮辱的な文言が用いられていたものともいえない。加えて、上記1(3)のとおり、本件投稿5以前に、原告は、被告を「低知能」「無能」などと攻撃する投稿を繰り返しており、反対に原告が被告から否定的な表現をされてもやむを得ない立場にあったといえる。

以上を総合考慮すれば、本件投稿5は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為とは認められない。

(3) したがって、本件投稿5は違法ではない。

8 争点7（本件投稿6は原告の名誉を毀損するものか）について

(1) 同定可能性について

証拠（甲4の6）によれば、本件投稿6は、他のユーザーが「自称Y o u T

ubeって「無職」より恥ずかしくない？」と投稿したことに對して、被告が
リプライした投稿と認められる（以下、本件投稿6のリプライ先の投稿を「本
件リプライ先」という。）。また、証拠（末尾に掲げたもの）によれば、被告が、
本件投稿6の前に、被告アカウントで、原告に関する投稿を繰り返していたこ
と（甲4の3、35）、原告が、YouTubeで情報発信していること（甲
3）、本件投稿6の当時、原告の職業が「YouTuber」とされることがあ
ったこと（甲33）がそれぞれ認められる。以上を前提に、一般の読者の普通
の注意と読み方を基準として解釈すれば、本件リプライ先及び本件投稿6は原
告に関する投稿であると読み取ることができたと認められる。

これに反する被告の主張は、本件投稿6の読み方について、被告アカウント
による他の投稿等を考慮しないものであって採用できない。

(2) 原告の名誉毀損の有無について

原告は、本件投稿6は、被告が、原告が実際には作家ではないのに、過去に
作家であったと職業を偽っていたとの事実を摘示したものと主張する。

証拠（甲4の6）によれば、本件投稿6は、本件リプライ先が、自称ユーチ
ューバーと報道されることは無職より恥ずかしいことではないかと述べたこ
とに對してリプライしたものと認められる。これを前提に、一般の読者の普通
の注意と読み方を基準として解釈すれば、本件投稿6は、原告は作家であるけ
れども認知されていないと意見を述べたものと解釈でき、原告が作家ではない
との事実を述べたものとは解釈できない。

したがって、本件投稿6が、原告が実際には作家ではないとの事実を適示し
たものとは認められないので、上記原告の名誉毀損の主張は採用できない。

また、本件投稿6は、原告が作家として認知されていないとの被告の意見を
述べたにとどまり、原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。

したがって、本件投稿6は、原告の名誉を毀損するものとは認められない。

9 争点8（本件投稿7は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か）について

(1) 上記 2 (1) の判断枠組みに従って検討する。

(2) 証拠 (甲 4 の 7、乙 3 8) によれば、本件投稿 7 は、原告について、「文章が絶望的に下手」「壊滅的な頭の悪さ」と評価する他のユーザーらの投稿に対して、被告がリプライした投稿と認められる。これを前提にすれば、本件投稿 7 の「自分の頭の悪さを自覚できない残念な人」とは、原告のことを指し、被告は、原告は頭が悪い残念な人である旨を述べたものであると認められる。また、本件投稿 7 は、被告が原告に否定的な表現をしたものであるといえるにとどまり、その表現内容は、具体的な事実や根拠を示したものであるものでも、殊更侮辱的な文言が用いられていたものともいえない。加えて、上記 1 (3) のとおり、本件投稿 7 以前に、原告は、被告を「低知能」「無能」などと攻撃する投稿を繰り返しており、反対に原告が被告から否定的な表現をされてもやむを得ない立場にあったといえる。

以上を総合考慮すれば、本件投稿 7 は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

(3) したがって、本件投稿 7 は違法ではない。

10 争点 9 (本件投稿 8 は原告の名誉感情を侵害するものとして違法か) について

(1) 上記 2 (1) の判断枠組みに従って検討する。

(2) 証拠 (甲 4 の 8) によれば、本件投稿 8 は、「町田康もかなりの長文が多いが、やっぱり本物は上手いということが再確認できました。ありがとうございます暇空さん。」との他者投稿への返信としてなされたことが認められる。これを前提にすれば、一般論として、原告と比較すると、誰でも自分が賢くなったと錯覚できる旨を述べたものであり、原告は、一般的な知性を持つ者と比較して、賢くないとの意味を含む投稿と認められる。また、本件投稿 8 は、被告が原告に否定的な表現をしたものであるといえるにとどまり、その表現内容は、具体的な事実や根拠を示したものであるものでも、殊更侮辱的な文言が用いられていたものともい

えない。加えて、上記1(3)のとおり、本件投稿8以前に、原告は、被告を「低知能」「無能」などと攻撃する投稿を繰り返しており、反対に原告が被告から否定的な表現をされてもやむを得ない立場にあったといえる。

5 以上を総合考慮すれば、本件投稿8は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

(3) したがって、本件投稿8は違法ではない。

11 争点10(損害の発生及びその額)について

10 上記2から10までのとおり、本件各投稿はいずれも違法であるとは認められないので、本件各投稿が違法であることを前提とする争点10について、判断することを要しない。

12 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がない。

横浜地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

投稿記事目録

1 閲覧用 URL : https://twitter.com/karupisu_tori/status/1767165305980432

418

5 アカウント : @karupisu_tori

投稿日時 : 2024 年 3 月 11 日 21 時 26 分

投稿内容 : 当然、縁を切ります。暇アノンをやっているようなキモいお爺さんは、世界のためにさっさと孤独死すればよいと思います。

10 2 閲覧用 URL : https://twitter.com/karupisu_tori/status/176717137062514

7324

アカウント : @karupisu_tori

投稿日時 : 2024 年 3 月 11 日 21 時 51 分

投稿内容 : すでに縁を切られたとは言っていないよ。そういうことをしている人は、さっさと家族から縁を切られて絶望しながら死ねばいいとは思いますが。暇空さんだって家族と縁を切っているんですから、信者の皆さんも見習ったほうがいいでしょうね。キモいお爺さんが家族を喜ばず唯一の手段かもしれません

20 3 閲覧用 URL : https://twitter.com/karupisu_humi/status/1716625887502

954814

アカウント : @karupisu_humi

投稿日時 : 2023 年 10 月 24 日 10 時 21 分

投稿内容 : 暇空茜さん なるさん 垣鏑晶先生 スルメロックさん 悪の

25 四天王

4 閲覧用 URL : https://twitter.com/karupisu_tori/status/1758814025251688470

アカウント : @karupisu_humi

投稿日時 : 2024年2月17日20時21分

5 投稿内容 : 相当処分ってことは、犯罪の嫌疑は十分にあるというのが前提で「反省してるようだったら許してあげて」という意見でしかないんですよ。で、多くのケースでは被疑者は形だけでも反省の態度を見せるので、起訴猶予になります。暇空さんは反省の態度を見せることができるかな？

10

5 閲覧用 URL : https://x.com/karupisu_tori/status/1759071824888172705?t=fi4DxhwFkD

アカウント : @karupisu_humi

投稿日時 : 2024年2月18日13時26分

15

投稿内容 : 悪人ですよ。当たり前じゃないですか。

6 閲覧用 URL : https://twitter.com/karupisu_tori/status/1758771868126036287

アカウント : @karupisu_humi

20

投稿日時 : 2024年2月17日17時34分

投稿内容 : 自称作家だった過去も

7 閲覧用 URL : https://twitter.com/karupisu_tori/status/1760489167832957282

25

アカウント : @karupisu_humi

投稿日時 : 2024年2月22日11時18分

投稿内容：この一件って、自分の頭の悪さを自覚できない残念な人という
問題でもあるんでしょうね。

8 閲覧用 URL : https://x.com/karupisu_tori/status/1760605822038802578

5 アカウント : @karupisu_humi

投稿日時 : 2024 年 2 月 22 日 19 時 01 分

投稿内容 : 暇空さんと比較すると自分がめちゃくちゃ賢くなったように錯
覚できるからおすすめです

これは正本である。

令和7年12月26日

横浜地方裁判所第2民事部

裁判所書記官